

会 員 各 位

令和6年12月25日

近畿税理士会 和歌山支部
支部長 坂 本 忠 進

下記のとおり、本会より周知依頼がございましたので
よろしくお願いいたします。

メー ル 公 文

近 税 6 第 1496 号

(業 対 第 249 号)

令和 6 年 12 月 25 日

近畿税理士会

業務対策部長 阪 広 久

申告書等の提出にかかる交付用リーフレットの改訂について（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、支部運営並びに本会会務運営に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、税務署等国税当局では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和 7 年 1 月から、申告書等の控え用の書面への収受日付印の押なつを行わないこととしております。

今般、去る 11 月 28 日にメール公文にてお知らせした交付用リーフレット（「[申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関する Q & A](#)」の巻末資料）が 12 月 16 日に改訂されました。

また、リーフレットの改訂に伴い、[国税庁ホームページ「申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法について」](#)の記載内容が修正されていますので、併せてご確認のうえ、支部会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、本会会員専用ホームページの「お知らせ」にも掲載しております。

< 参考資料 >

○ 申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関する Q & A

(令和 6 年 12 月 16 日更新 国税庁)

○ (参考) 申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて（お知らせ）

(令和 6 年 11 月 28 日付メール公文 近税 6 第 1354 号(業対 227 号))

令和6年2月1日

(令和6年6月17日更新)

(令和6年11月22日更新)

(令和6年12月16日更新)

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関するQ & A

- (問1) 今般の見直しの趣旨を教えてください。
- (問2) なぜ、令和7年1月から取扱いを見直すこととしたのか。
- (問3) 納税者等が申告書等を提出した事実を確認したい場合はどのようにすればよいか。
- (問4) 金融機関や行政機関等から収受日付印の押なつされた控えを求められる場合がある。
- (問5) 申請書等の取下書や充当申出書などをe-Taxで提出したいので、できるようにしてほしい。
- (問6) 収受日付印を押なつした控えで確認しなくてもいいように、e-Taxのマイページの充実を図ってほしい。
- (問7) 当分の間の対応として交付するリーフレットについて、交付を希望する場合には、どのようにしたらよいか。
- (問8) 当分の間の対応として交付するリーフレットにおいて、提出書類の記録等として設けられているメモ欄にはどのような内容を記録すればよいのか。

(問 1) 今般の見直しの趣旨を教えてください。

(答) 国税庁においては、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のDX)を進めているところです。

令和5年度のe-Tax利用率は、所得税申告で69.3%、法人税申告で86.2%に達しており、今後もe-Taxの利用拡大が更に見込まれるほか、「申告書等情報取得サービス」などのDXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から書面で提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないことといたしました。

(問 2) なぜ、令和7年1月から取扱いを見直すこととしたのか。

(答) 十分な周知期間を確保し、納税者の方や関係機関の方々に対して丁寧な周知・広報を行う必要があることを踏まえて、令和7年1月から取扱いを見直すこととしました。

(問 3) 納税者等が申告書等を提出した事実を確認したい場合はどのようにすればよいか。

(答) e-Taxを利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により確認することが可能です。

書面で申告した場合であっても所得税の申告書等については、オンライン申請による「申告書等情報取得サービス」や「保有個人情報の開示請求」、「納税証明書の交付請求」により確認することも可能です。

なお、申告書等の控えへの収受日付印の押なつは行いませんが、申告内容等の事後の確認などのため、必要に応じてご自身で、控えの作成及び保有をしていただきますようお願いします。

オンラインを利用しない場合であっても、従来どおり、税務署において「保有個人情報の開示請求」、「申告書等の閲覧サービス」、「納税証明書の交付請求」といった手段により確認することも可能です。

また、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」(今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの)に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者にお渡しいたします。

郵送等により申告書等を提出する際に、切手を貼付した「返信用封筒」を

同封された方に対しても、窓口での収受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名（業務センター名）を記載したリーフレットを同封して返送いたします。

仮に、申告書等を提出したにもかかわらず、税務署等から、「申告書等が提出されていないのではないか」といった問合せがあった場合などには、納付状況や他の証拠書類を確認しつつ、税理士及び納税者の方からの聴き取りなどを行った上で、そのリーフレットと申告書等の控えなどを確認させていただくことで、原則として、その日に税務署に来署し、申告書等を提出されたものとして取り扱います。

（問４） 金融機関や行政機関等から収受日付印の押なつされた控えを求められる場合がある。

（答） 国税当局から、金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関などに対して、今般の見直し内容について事前に説明等を行い、「令和７年１月以降は、各種の事務において収受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めない」ことを徹底するようお願いしてきたところです。

今後も、周知徹底に努めてまいります。仮に、令和７年１月以降においても、収受日付印の押なつされた控えの提出を求める各種機関を把握した場合には、国税当局から個別に説明を行う予定です。

（問５） 申請書等の取下書や充当申出書などをe-Taxで提出したいので、できるようにしてほしい。

（答） 「充当申出書」については、令和６年１月から、PDF形式で提出する「イメージデータで送信可能な手続」の対象手続に追加しました。

また、令和６年11月から税理士等※が「税務代理権限証書」の「その他の事項」欄に申請書等の取下げの意向を入力の上、代理送信いただければ、税務署等において「申請書等の取下書」として取り扱うこととしました。

※ 税理士等は、税理士、税理士法人、通知弁護士及び通知弁護士法人をいいます。

（参考） e-Taxホームページ「税理士及び税理士法人等向けのよくある質問」

[「税理士等が「申請書等の取下書」を代理送信することができますか」](#)

（問６） 収受日付印を押なつした控えで確認しなくてもいいように、e-Taxのマイページの充実を図ってほしい。

（答） e-Taxでは、「本人（法人）情報」や申告の参考となる「各税目に関する情

報」について、納税者本人が確認することができる「マイページ」を提供しており「申告の種類」（青色申告か白色申告か）や「簡易課税制度選択届出の適用状況」などを確認することができます。

今後、マイページの「各税目に関する情報」に「贈与税関係」を新たに追加し、過去にe-Taxで提出された贈与税申告書が参照可能になる予定です。

（令和7年1月対応予定）

また、e-Tax上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士については、納税者のマイページで確認できる「各税目に関する情報」をはじめとする情報が参照可能になる予定です*。（令和7年5月対応予定）

※1 既に「委任関係の登録」を行っている税理士の方は、改めて「委任関係の登録」を行うことなく参照することができます。

※2 参照に当たっては、税理士の方の電子証明書による認証が必要となります。

※3 令和7年5月時点では、電子通知を希望した通知書等など、参照できない情報があります。

（参考）マイページの「各税目に関する情報」で確認できる主な情報

【個人】（情報更新は年1回、例年1月中旬以降）※確認にはマイナンバーカードが必要

所得税：申告の種類（青・白区分）、電帳法に基づく届出書（又は承認申請書）、
予定納税額

消費税：「簡易課税制度選択届出」、「課税事業者選択届出」、「課税期間特例選択届出」の適用状況、中間納付税額、中間納付譲渡割額

【法人】（情報更新は年1回、事業年度末からおおむね1か月以内）

法人税：申告の種類（青・白区分）、中間申告分の法人税額、中間申告分の地
方法人税額、申告期限の延長の特例に関する事項・申告期限延長期間、
電子申告義務の有無

消費税：課税期間特例選択届出書の適用状況、中間申告分の消費税額、中間申
告分の地方消費税額、申告期限の延長に関する事項・申告期限延長期
間、電子申告義務の有無

（問7） 当分の間の対応として交付するリーフレットについて、交付を希望する場合には、どのようにしたらよいか。

（答） 窓口等で申告書等を提出する場合は、職員に対し、リーフレットの交付を希望する旨を申し出てください。郵送等により申告書等を提出する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封して送付してください。

また、リーフレットの後日交付依頼や紛失した場合の再発行依頼があった場合は、日付・税務署名の記載されていないリーフレットを交付します。

(問 8) 当分の間の対応として交付するリーフレットにおいて、提出書類の記録等として設けられているメモ欄にはどのような内容を記録すればよいのか。

(答) メモ欄については、納税者の方が、備忘等の観点から任意に記載する欄として便宜的に設けさせていただいておりますので、必要に応じて、提出書類の書類名を記載する等にご利用ください。

(参考) 当分の間交付するリーフレット

窓口用 (表)

申告書等の提出について

令和●年●月●日

●●税務署

本日、書面で提出された申告書等を受け付けました。

- ・ 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。
- ・ 申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。

※ 申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。また、e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を忘失した場合等の確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください（概要は裏面参照）。

詳細は国税庁
ホームページを
ご覧ください



(以下のメモ欄は、備忘のため、提出書類の記録等にご使用ください。)

☐ 年分 税 申告書

☐

☐

☐

○ 申告書等情報取得サービス（オンライン申請のみ）

- ・ 書面申告の場合も、e-Tax を利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。
- ・ 本手続の利用には、マイナンバーカードが必要です。
- ・ 申請からイメージデータ（PDF）の取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 直近年分の所得税の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります（例：令和6年分の申告書の場合、令和7年5月1日以降に申請可能）。

※ 法定申告期限（翌年3月15日）後に申告書等を提出している場合は、税務署における処理のため、申請が可能になるまでしばらく時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください。



○ 保有個人情報の開示請求（オンライン申請可）

- ・ 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます。
- ・ 写しの交付まで約1か月程度かかります。
- ・ 手数料は、300円（オンライン申請の場合は200円）です。
- ・ 法人の申告書等には利用できません。



○ 税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での申請のみ）

- ・ 税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。
- ・ 申告書等が業務センターや外部書庫等に保管されている場合がありますので、申請される際は事前に税務署宛にご連絡いただくと手続がスムーズです。
- ・ 閲覧対象の申告書等が当日収受したものである場合には、原則として、当日中は閲覧サービスを申請することができませんのでご注意ください。

※ 所得税等の確定申告期においては、閲覧可能となるまでに、特に時間をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。



○ 納税証明書の交付請求（オンライン申請可）

- ・ 納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額又は所得金額の証明書を取得することができます（納税証明書では、提出年月日を確認することはできません。）。
- ・ 手数料は、税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。

※ 所得税等の確定申告期においては、発行までに、特に時間をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。



申告書等の提出について

書面で提出された申告書等を受け付けました。

- ・ 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。
- ・ 申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。また、e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を忘失した場合等の確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

詳細は国税庁
ホームページを
ご覧ください



令和●年●月●日 ●●税務署

（以下のメモ欄は、備忘のため、提出書類の記録等にご使用ください。）

☐	年分	税	申告書
☐			
☐			
☐			
☐			
☐			

近税 6 第 1354 号

(業対第 227 号)

令和 6 年 11 月 28 日

支 部 長 各 位

近畿税理士会

業務対策部長 阪 広 久

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、支部運営並びに本会会務運営に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、税務署等国税当局では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和 7 年 1 月から、申告書等の控え用の書面への収受日付印の押なつを行わないこととしております。

本件に関する詳細につきましては、[国税庁ホームページ](#)に掲載の「[申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関する Q & A](#)」が令和 6 年 11 月 22 日付で更新されましたので、ご確認のうえ、支部会員に周知いただきますようお願いします。

なお、本件については、本会会員専用ホームページの「お知らせ」にも掲載しております。

＜参考資料＞

- 「申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて（周知依頼）」（令和 6 年 11 月 20 日 国税庁）
- 国税庁ホームページの更新
- 申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関する Q & A（令和 6 年 11 月 22 日更新 国税庁）
- リーフレット（窓口用・郵送用）



日連6第987号
(業2第116号)
令和6年11月22日

税理士会会長 様

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹
(公印省略)

申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて（周知依頼）

標記の件については、令和5年12月22日付け日連5第1152号文書及び令和6年6月5日付け日連6第286号文書により周知依頼をしたところですが、令和7年1月からの運用開始を控え、改めて別紙のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員に周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

<参考資料>

- 「申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて（周知依頼）」（令和6年11月20日 国税庁）
- 国税庁ホームページの更新
- 申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関するQ&A（令和6年11月22日更新 国税庁）
- リーフレット（窓口用・郵送用）



官 総 6 - 3 7
令和 6 年 11 月 20 日

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹 様

国 税 庁 次 長
(官印省略)

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 12 月 18 日付官総 6 - 51「申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて」（周知依頼）で御連絡したとおり、税務署等国税当局では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和 7 年 1 月から、申告書等の控え用の書面への収受日付印の押なつを行わないこととしております。

本件に関する詳細については、令和 6 年 1 月から国税庁HPに掲載するなどの方法により周知・広報しておりますが、令和 6 年 11 月 22 日付で国税庁HPに掲載している「申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関するQ & A」を更新いたしますので、御参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>（国税庁HP）

本件について御理解と御協力を賜りますとともに、各税理士会及び各支部に御周知いただきますようお願い申し上げます。

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [申告手続・用紙](#) / 令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

令和6年1月4日

(概要)

国税庁においては、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX））を進めているところです。

こうした中、e-Tax利用率は向上しており、今後もe-Taxの利用拡大が更に見込まれることや、DXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

※ 対象となる「申告書等」とは、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類のほか、納税者の方が、他の法律の規定により、若しくは法律の規定によらずに国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。）、税務署に提出される全ての文書をいいます。

申告書等の正本（提出用）の提出について

令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行いません。

書面申告等における申告書等の提出（送付）の際は、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いいたします。

申告書等の控えへ収受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いいたします。

なお、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」（今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者にお渡しいたします。

郵送等により申告書等を提出する際に、切手を貼付した「返信用封筒」を同封された方に対しても、窓口での収受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名（業務センター名）を記載したリーフレットを同封して返送いたします。

申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法について

申告書等の控えの収受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

なお、個人の方による所得税申告書等の情報の確認方法については、「[申告書等の情報の取得について](#)」（国税庁ホームページ）をご覧ください。

○ e-Taxによる申告・申請手続

申告・申請手続は、e-Taxで行うことができます。

e-Taxで申告等データの送信が完了した後、送信されたデータの受信通知がメッセージボックスに格納されます。受信通知は、申告書等を提出した者の氏名又は名称、受付番号、受付日時等を確認することができます。

また、受信通知から電子申請等証明書の交付を請求することもできます。

なお、個人の利用者が受信通知の内容を確認する場合、マイナンバーカード等の電子証明書が必要です。

受信通知の確認方法については、「[e-Taxを利用して申告等データを送信した場合、税務署の受付日時等はどのように確認できますか。](#)」（e-Taxホームページ）をご覧ください。

○ 申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）

所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書について、書面により提出している場合であっても、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを無料で取得することができます。

なお、利用に当たっては、マイナンバーカードが必要です。

申告書等情報取得サービスについては、「[申告書等情報取得サービス](#)」（e-Taxホームページ）をご覧ください。

○ 保有個人情報の開示請求

税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます（写しの交付の場合は1か月程度かかります）。

手数料は300円（オンライン申請の場合は200円）です。

法人の申告書等には利用できません。

保有個人情報の開示請求について、e-Taxを利用したオンライン請求及び手数料の電子納付をすることができます。

開示請求手続のオンライン化については、「[e-Taxを利用した開示請求等のオンライン申請について](#)」（国税庁ホームページ）をご覧ください。

○ 税務署での申告書等の閲覧サービス

税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。

詳細については、「[申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針）](#)」（国税庁ホームページ）をご覧ください。

○ 納税証明書の交付請求

納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額又は所得金額の証明書を取得することができます。

手数料は、税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。

納税証明書の交付請求について、e-Taxを利用したオンライン請求及び手数料の電子納付をすることができます。

納税証明書のオンライン請求については、「[オンラインでの交付請求](#)」（国税庁ホームページ）をご覧ください。

金融機関等への周知

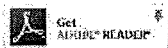
国税当局から、金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関などに対して、今般の見直し内容について事前に説明を行い、「令和7年1月以降は、各種の事務において収受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めない」ことを徹底いただくようお願いしております。

（参考）

全国銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会等の金融機関団体に対して、傘下の金融機関等にも周知いただくよう要請しているほか、必要に応じて傘下の銀行等を対象とした説明会や国税局・税部署からの個別説明を実施しています。

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関するQ & A

[申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関するQ & A（PDF／185KB）](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、[Adobeのダウンロードサイト](#)からダウンロードしてください。

[このページの先頭へ](#)

令和6年2月1日

(令和6年6月17日更新)

(令和6年11月22日更新)

申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関するQ & A

- (問1) 今般の見直しの趣旨を教えてください。
- (問2) なぜ、令和7年1月から取扱いを見直すこととしたのか。
- (問3) 納税者等が申告書等を提出した事実を確認したい場合はどのようにすればよいか。
- (問4) 金融機関や行政機関等から收受日付印の押なつされた控えを求められる場合がある。
- (問5) 申請書等の取下書や充当申出書などをe-Taxで提出したいので、できるようにしてほしい。
- (問6) 收受日付印を押なつした控えで確認しなくてもいいように、e-Taxのマイページの充実を図ってほしい。
- (問7) 当分の間の対応として交付するリーフレットについて、交付を希望する場合には、どのようにしたらよいか。
- (問8) 当分の間の対応として交付するリーフレットにおいて、提出書類の記録等として設けられているメモ欄にはどのような内容を記録すればよいのか。

(問1) 今般の見直しの趣旨を教えてください。

(答) 国税庁においては、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のDX)を進めているところです。

令和5年度のe-Tax利用率は、所得税申告で69.3%、法人税申告で86.2%に達しており、今後もe-Taxの利用拡大が更に見込まれるほか、「申告書等情報取得サービス」などのDXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から書面で提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないことといたしました。

(問2) なぜ、令和7年1月から取扱いを見直すこととしたのか。

(答) 十分な周知期間を確保し、納税者の方や関係機関の方々に対して丁寧な周知・広報を行う必要があることを踏まえて、令和7年1月から取扱いを見直すこととしました。

(問3) 納税者等が申告書等を提出した事実を確認したい場合はどのようにすればよいか。

(答) e-Taxを利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により確認することが可能です。

書面で申告した場合であっても所得税の申告書等については、オンライン申請による「申告書等情報取得サービス」や「保有個人情報の開示請求」、「納税証明書の交付請求」により確認することも可能です。

なお、申告書等の控えへの収受日付印の押なつは行いませんが、申告内容等の事後の確認などのため、必要に応じてご自身で、控えの作成及び保有をしていただきますようお願いします。

オンラインを利用しない場合であっても、従来どおり、税務署において「保有個人情報の開示請求」、「申告書等の閲覧サービス」、「納税証明書の交付請求」といった手段により確認することも可能です。

また、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」(今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの)に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者にお渡しいたします。

郵送等により申告書等を提出する際に、切手を貼付した「返信用封筒」を

同封された方に対しても、窓口での收受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名（業務センター名）を記載したリーフレットを同封して返送いたします。

仮に、申告書等を提出したにもかかわらず、税務署等から、「申告書等が提出されていないのではないか」といった問合せがあった場合などには、納付状況や他の証拠書類を確認しつつ、税理士及び納税者の方からの聴き取りなどを行った上で、そのリーフレットと申告書等の控えなどを確認させていただくことで、原則として、その日に税務署に来署し、申告書等を提出されたものとして取り扱います。

（問４） 金融機関や行政機関等から收受日付印の押なつされた控えを求められる場合がある。

（答） 国税当局から、金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関などに対して、今般の見直し内容について事前に説明等を行い、「令和７年１月以降は、各種の事務において收受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めない」ことを徹底するようお願いしてきたところです。

今後も、周知徹底に努めてまいります。仮に、令和７年１月以降においても、收受日付印の押なつされた控えの提出を求める各種機関を把握した場合には、国税当局から個別に説明を行う予定です。

（問５） 申請書等の取下書や充当申出書などをe-Taxで提出したいので、できるようにしてほしい。

（答） 「充当申出書」については、令和６年１月から、PDF形式で提出する「イメージデータで送信可能な手続」の対象手続に追加しました。

また、令和６年１１月から税理士等※が「税務代理権限証書」の「その他の事項」欄に申請書等の取下げの意向を入力するうえ、代理送信いただければ、税務署等において「申請書等の取下書」として取り扱うこととしました。

※ 税理士等は、税理士、税理士法人、通知弁護士及び通知弁護士法人をいいます。

（参考） e-Taxホームページ「税理士及び税理士法人等向けのよくある質問」

「税理士等が「申請書等の取下書」を代理送信することができますか」

（問６） 收受日付印を押なつした控えで確認しなくてもいいように、e-Taxのマイページの充実を図ってほしい。

（答） e-Taxでは、「本人（法人）情報」や申告の参考となる「各税目に関する情

報」について、納税者本人が確認することができる「マイページ」を提供しており「申告の種類」（青色申告か白色申告か）や「簡易課税制度選択届出の適用状況」などを確認することができます。

今後、マイページの「各税目に関する情報」に「贈与税関係」を新たに追加し、過去にe-Taxで提出された贈与税申告書が参照可能になる予定です。

（令和7年1月対応予定）

また、e-Tax上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士については、納税者のマイページで確認できる「各税目に関する情報」をはじめとする情報が参照可能になる予定です*。（令和7年5月対応予定）

※1 既に「委任関係の登録」を行っている税理士の方は、改めて「委任関係の登録」を行うことなく参照することができます。

※2 参照に当たっては、税理士の方の電子証明書による認証が必要となります。

※3 令和7年5月時点では、電子通知を希望した通知書等など、参照できない情報があります。

（参考）マイページの「各税目に関する情報」で確認できる主な情報

【個人】（情報更新は年1回、例年1月中旬以降）※確認にはマイナンバーカードが必要

所得税：申告の種類（青・白区分）、電帳法に基づく届出書（又は承認申請書）、
予定納税額

消費税：「簡易課税制度選択届出」、「課税事業者選択届出」、「課税期間特例選択届出」の適用状況、中間納付税額、中間納付譲渡割額

【法人】（情報更新は年1回、事業年度末からおおむね1か月以内）

法人税：申告の種類（青・白区分）、中間申告分の法人税額、中間申告分の地
方法人税額、申告期限の延長の特例に関する事項・申告期限延長期間、
電子申告義務の有無

消費税：課税期間特例選択届出書の適用状況、中間申告分の消費税額、中間申
告分の地方消費税額、申告期限の延長に関する事項・申告期限延長期
間、電子申告義務の有無

（問7） 当分の間の対応として交付するリーフレットについて、交付を希望する場合には、どのようにしたらよいか。

（答） 窓口等で申告書等を提出する場合は、職員に対し、リーフレットの交付を希望する旨を申し出てください。郵送等により申告書等を提出する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封して送付してください。

また、リーフレットの後日交付依頼や紛失した場合の再発行依頼があった場合は、日付・税務署名の記載されていないリーフレットを交付します。

(問 8) 当分の間の対応として交付するリーフレットにおいて、提出書類の記録等として設けられているメモ欄にはどのような内容を記録すればよいのか。

(答) メモ欄については、納税者の方が、備忘等の観点から任意に記載する欄として便宜的に設けさせていただいておりますので、必要に応じて、提出書類の書類名を記載する等にご利用ください。

(参考) 当分の間交付するリーフレット

窓口用

申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

令和●年●月●日

●●税務署

本日、書面で提出された申告書等を受け付けました。

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。

申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。

申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

詳細は国税庁
ホームページを
ご覧ください

その他 e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法については、国税庁ホームページをご覧ください。



(以下のメモ欄は、提出書類の記録等にご使用ください。)

☐	年分	税	申告書
☐			
☐			
☐			

申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法

- **申告書等情報取得サービス（オンライン申請可）**
 - ・ 書面申告の場合も、e-Tax を利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。
 - ・ 本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。
- **保有個人情報の開示請求（オンライン申請可）**
 - ・ 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申請書等の内容を確認することができます。
 - ・ 写しの交付まで約1か月程度かかるほか、手数料が300円（オンライン申請の場合は200円）がかかります。
 - ・ 法人の申告書等には利用できません。
- **税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での対応のみ）**

税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。
- **納税証明書の交付請求（提出事実のみ）（オンライン申請可）**

手数料が税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）がかかります。

申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

令和●年●月●日

●●税務署

本日、書面で提出された申告書等を受け付けました。

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。

申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。

申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

詳細は国税庁
ホームページを
ご覧ください

その他 e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法については、国税庁ホームページをご覧ください。



（以下のメモ欄は、提出書類の記録等にご使用ください。）

☐	年分	税	申告書
☐			
☐			
☐			
☐			

申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法

- **申告書等情報取得サービス（オンライン申請可）**
 - ・ 書面申告の場合も、e-Tax を利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。
 - ・ 本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。
- **保有個人情報の開示請求（オンライン申請可）**
 - ・ 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申請書等の内容を確認することができます。
 - ・ 写しの交付まで約1か月程度かかるほか、手数料が300円（オンライン申請の場合は200円）がかかります。
 - ・ 法人の申告書等には利用できません。
- **税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での対応のみ）**

税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。
- **納税証明書の交付請求（提出事実のみ）（オンライン申請可）**

手数料が税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）がかかります。